

○町田市立国際版画美術館条例

(観覧料等の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料及び施設等使用料の全部又は一部を免除することができる。

○町田市立国際版画美術館条例施行規則

(観覧料等の減免)

第8条 条例第7条の規定により観覧料及び特別観覧料を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 市内の小学校の児童及び中学校の生徒の引率者が、教育課程に基づき、学習活動として観覧するとき。 全額

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号副知事決定）第5条の規定による愛の手帳等の交付を受けている者が観覧するとき。 半額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 全額又は半額

2 条例第7条の規定により施設等の使用料を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 市又は町田市教育委員会が主催する事業により使用するとき。 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 全額又は半額

3 前2項の場合において、減額した後の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 条例第7条の規定により観覧料、特別観覧料及び施設等の使用料（以下「観覧料等」という。）の減免を受けようとする者は、あらかじめ観覧料等減免申請書（第

6号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる場合については、身体障害者手帳又は愛の手帳等の提示により行うものとする。